



流山市監査委員告示第11号

隨時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年12月23日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

森 亮二





第4号様式

流健 第593号  
令和元年11月1日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和元年9月5日付け、流監第41号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 第5号様式

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和元年9月5日・流監第41号		
監査の種別	隨時監査(公金管理)		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 健康増進課	指摘 (3)	公金輸送の際に使用する公金袋の鍵が課内で共有するレターボックス内に保管されていた。公金等適正管理マニュアルに基づき、鍵の管理は担当課長が保管することを徹底されたい。	公金袋の鍵の管理について、公金等適正管理マニュアルに基づき、課長が鍵のかかる保管庫で保管するよう改めました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。

## 第5号様式

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和元年9月5日・流監第41号		
監査の種別	隨時監査(公金管理)		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 健康増進課	指摘 (3)	切手を100枚購入していたものの、切手受払簿への記入をしていなかった。 購入のたびに切手受払簿へ記入するよう徹底されたい。	切手の受払の際には切手を添えて切手受払簿に記入のうえ、課長の決裁を受けるよう徹底を図りました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。

## 第5号様式

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和元年9月5日・流監第41号		
監査の種別	隨時監査(公金管理)		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 健康増進課	指摘 (6)	公金輸送で現金を引き渡した際に、現金取扱簿への記入をしていなかった。前回の監査でも同様の指摘をしている。 公金等適正管理マニュアルに基づき、速やかに事務手続を行うよう徹底された。	現金取扱簿はファイリングキャビネットで保管していたが、今回の指摘を踏まえ、現金と一緒に金庫保管庫で保管し、公金輸送で現金を引き渡す際に、現金取扱簿の課長決裁を受けたうえで引き渡すよう事務手続を変更しました。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。

表示は、「指摘」又は「意見」とする。